

平成22年度

神 奈 川
雇用施策等実施方針

神 奈 川 労 働 局
神 奈 川 県

平成 22 年度神奈川雇用施策等実施方針

第 1	神奈川の労働行政を取り巻く情勢	1
1	社会経済情勢	1
2	雇用情勢	1
第 2	現状と課題 ～ 厳しい経済情勢に対応した緊急経済雇用対策～	2
1	雇用・生活安定の確保	2
(1)	厳しい雇用情勢	2
(2)	雇用創出	2
(3)	雇用維持及び中小企業人材確保のための支援	3
(4)	非正規労働者	3
ア	住居等困窮求職者対策	3
イ	派遣労働者の保護と雇用安定の確保	3
2	就職困難者支援対策の強化	3
(1)	女性就業環境の整備と就業支援の推進	3
(2)	若者の自立	4
(3)	高齢者の雇用・就業機会の確保	4
(4)	障害者に対する就労支援の推進	4
(5)	生活保護世帯に対する就労支援及び母子家庭等の自立のための就業支援等の推進	4
3	生涯にわたるキャリア形成支援・職業能力開発支援	5
4	仕事と生活の調和の実現	5
第 3	神奈川労働局と神奈川県が協働して取り組むべき事項	5
1	緊急雇用対策の推進	5
(1)	神奈川緊急雇用対策本部の展開	5
(2)	神奈川県緊急雇用対策政労使会議の展開	5
(3)	緊急雇用対策の取組	6
ア	雇用維持対策	6
イ	雇用機会の確保対策	6
ウ	基金を活用した雇用・就業機会の創出	6
エ	非正規労働者の雇用安定対策	6
(4)	新卒者支援対策	6
2	少子高齢化など我が国の構造的変化への対応	6
(1)	子育てする女性に対する就職支援	6
(2)	福祉人材確保事業の推進	7
(3)	仕事と家庭の両立支援	7
(4)	若年者就職支援	7
(5)	いくつになっても働ける社会の実現の推進	7

(6) 障害者雇用施策の推進.....	8
ア 「神奈川県障害者雇用推進連絡会」の取組.....	8
イ 「チーム支援」による就職支援.....	8
ウ 障害者就職面接会の開催.....	8
3 福祉から雇用へ.....	8
4 「技能ルネッサンス！かながわ2010」の開催へ向けた連携・協力.....	8
5 職業能力開発事業の推進.....	9
6 ワーク・ライフ・バランス.....	9
7 事業主に対する各種啓発・指導.....	9
(1) 違法派遣、偽装請負等の防止・啓発.....	9
(2) 外国人労働者の雇用管理の改善.....	9

平成 22 年度神奈川雇用施策等実施方針

(連携から協働へ)

厳しい経済情勢に対応した緊急経済・雇用対策の迅速な推進や中期的に見た少子高齢化の進展への着実な対応など、神奈川県における労働行政の果たす役割は大変に大きい。

神奈川労働局及び神奈川県は、これまでも様々な形で連携を図ってきたが、現下の情勢を踏まえ、雇用施策、仕事と生活の調和といった分野を中心に、もてる施策を結集し「協働」して対応していくこととし、ここに「神奈川雇用施策等実施方針」を共同策定するものである。

第 1 神奈川の労働行政を取り巻く情勢

1 社会経済情勢

神奈川県内の社会経済情勢を展望するにあたり、最も懸念されるものは少子・高齢化の急速な進展である。神奈川県の人口は平成 18 年 5 月に全国で第 2 位となるなど現状では人口の増加が続いているが、合計特殊出生率は低下傾向にある一方、全国を上回るスピードで高齢者が増加し、団塊の世代が 70 代になる 2020 年には、人口減少に転ずると予想されている。

人口減少による労働力人口の減少は、需要・供給の両面から経済成長にマイナスの影響を与えるおそれがある。

また急速に進展している技術革新や経済グローバル化の進展に伴い、労働コスト削減志向が強まり、不安定な就労形態の者が増加し、企業の中での技術・技能の継承にも支障が生じるとともに、賃金の低下を通じて県内需要を抑制するなどの問題が生じている一方、正社員にも賃金不払残業や、過重労働による健康障害が多発している。

今後、神奈川県内において豊かで安心できる勤労者生活を実現していくためには、政労使の一体的な取組による雇用の安定を確保するとともに、職業能力の向上に支えられた全ての勤労者の所得の拡大を実現し、さらに産業・雇用構造の高度化に裏付けられた県内需要の着実な成長を目指していくことが求められる。

県内の経済情勢については、景気は持ち直しつつある。

輸出は中国等のアジア圏での需要増加を背景に増加しており、個人消費についても政府の政策効果等から環境対応の乗用車販売の増加、家電品によるエコポイントの効果などで下げ止まりの動きがある。一方、公共投資は公共工事請負額が頭打ちとなっていることから増勢が鈍化しており、設備投資についても製造業・非製造業とも対前年を大幅に下回った状況にある。ただし設備投資計画の下方修正率は小幅となっている。

先行きについては、当面、厳しい雇用情勢が続くとみられるものの、海外経済の改善や緊急経済対策の効果などを背景に、景気の持ち直し傾向が続くことが期待される。しかし、雇用情勢の一層の悪化や海外景気の下振れ懸念、デフレや金融資本市場の変動の影響など、景気を下押しするリスクが存在することに留意する必要がある。

2 雇用情勢

現下の雇用情勢は、持ち直しの動きが見られるものの、依然として厳しい状況にある。

平成 22 年 1 月の新規求人数は、約 2 万 5 千人となっており、一部の産業を除き前年同月に

比し減少となっている。

一方、新規求職者数は、約3万5千人と依然として対前年同月比を上回る状況にあり、新規求人倍率は、0.7倍と前年同月差で0.17ポイント低下している。また、事業主都合による離職者数は、2年4ヶ月ぶりに対前年同月比で減少に転じたものの高止まりの状況が続いている。

有効求人倍率は、平成21年10月～12月に統計開始以来最低であった平成11年4月～6月の0.33倍に迫る0.36倍を記録し、その後も平成22年1月が0.38倍と依然として厳しい状況が続いている。

また、正社員の有効求人倍率（常用フルタイム有効求職者1人当たりの正社員有効求人数をいう。）は、依然として全体の有効求人倍率と比較すると低い水準の0.24倍となっている。

完全失業率は、平成21年4月～6月期において、平成11年4月～6月期に記録した5.8%に迫る5.7%を記録したが、平成21年10月～12月には5.0%となり、完全失業者数についても平成21年4月～6月の27万1千人万から平成21年9月～12月23万3千人となっている。

日銀横浜支店による短観では、雇用人員判断（「過剰」マイナス「不足」）で21年12月に全産業ベースで+17、製造業で+23、非製造業+13となっており依然として過剰感が強い。

第2 現状と課題 ～ 厳しい経済情勢に対応した緊急経済雇用対策～

1 雇用・生活安定の確保

(1) 厳しい雇用情勢

県内の雇用情勢は、一昨年秋のリーマンショック直後に製造業を中心に非正規労働者の雇止めが急増したことから、急激に悪化した。

いわゆる雇止め労働者は、平成22年2月18日現在で141事業所8,800人（平成21年2月18日現在49事業所5,387人）となっている。また、大量離職届・再就職援助計画提出件数は平成22年2月現在231事業所8,545人（平成21年2月現在237事業所、8,664人）と依然高止まりの傾向にある。

この結果、1月の有効求人倍率（0.38倍）は、全国及び南関東（0.46倍）よりもさらに低くなっており、持ち直しの動きが他地域よりも遅れている状況にある。

また、企業の雇用維持努力を支援する雇用調整助成金、及び中小企業緊急雇用安定助成金は、依然として中小企業における実施計画届件数が高止まりの状況にある。

なお、県内の生活保護受給者は、平成4年度の被保護世帯28,160世帯、被保護人員39,932人、保護率4.9%から、近年急激に増加した結果、平成21年12月現在では91,471世帯、127,067人、14.11%となっている。

(2) 雇用創出

県内の厳しい雇用情勢に対応するためには、中長期的な課題として、地域振興施策や産業振興施策と相まった雇用機会の創出に取り組むとともに、現在不足している雇用機会を緊急に創出することが必要である。

このような状況下において介護関係職種は、今後とも成長が期待される分野の一つである。しかしながら、製造業等他産業からの離職者は、介護の資格や経験のない者も多いこと、事業

主の雇用管理に改善すべき点が見られること等から、求職者及び事業主双方に対して適切に支援することによって、介護人材の確保・定着を一層促進する必要がある。

(3) 雇用維持及び中小企業人材確保のための支援

景気の変動、産業構造の変化、その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業、教育訓練、出向による雇用維持の取組を図る事業主を支援するため、雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金を活用し賃金負担額の一部助成を行い、雇用維持支援を図る必要がある。また、生産性の向上等に資するための人材の確保定着に対する助成や、基盤人材の雇入れへの助成をし、就職支援をしていくことが必要である。

(4) 非正規労働者

ア 住居等困窮求職者対策

離職に伴い住居喪失・住宅維持困難の状態となっている求職者、雇用保険の受給資格がない又は受給終了により生活に困窮する状態となっている求職者が増加したことから、就職安定資金融資、住宅手当、総合支援資金貸付、訓練・生活給付等の第二のセーフティネット支援施策の整備が図られた。

昨年末に実施したワンストップ・サービス・デイ等において、これら第二のセーフティネット支援施策の周知を図ったところであるが、今後は、支援を必要とする求職者に対し、日常的に周知・誘導を図っていくことが課題となっている。

また、住居を喪失した離職者や住居を失いネットカフェ等で寝泊まりしながら不安定な就労を行う者の存在は、急増する状況にはないものの一定数の滞留が指摘されている。

このため、これらの者に対する生活基盤の安定のための各種支援の情報を提供するとともに、早期就職を実現できるようきめ細かな再就職支援を実施する必要がある。

イ 派遣労働者の保護と雇用安定の確保

労働者派遣制度については、労働力の需給調整を図るための制度として一定の役割を果たしている一方で、近年、日雇派遣等の社会的に問題のある派遣形態の出現や、いわゆる偽装請負や禁止業務への派遣等の違法派遣などの問題も生じている。これらに的確に対応した措置を講じ、派遣労働者が安心・納得して働くことができるような環境を整備することが課題となっている。

2 就職困難者支援対策の強化

(1) 女性就業環境の整備と就業支援の推進

現在県内において少子化が進行しており、合計特殊出生率は、平成17年に1.19と過去最低を更新した後、平成18年から平成20年の出生率は前年を上回ったものの、依然として厳しい状況がみられる。また、団塊の世代が70代となる2020年には、全国を上回るスピードで高齢者が増加し、県内でも人口減少に転ずることが予想されており、女性の一層の能力発揮が期待されている。

このような中、県内の女性雇用者数は平成19年に170万5千人となり、平成14年に比べ19万9千人増加(13.2%増)している。

しかし、年齢階級別に有業率を見ると、25~29歳層と45~49歳層をピークとするM字型カーブを描いており、継続就業を希望しながらも、出産・育児等により離職する女性が依然として多いことや、就業を継続するに際して具体的な見通しを持ちにくい状況が見られる。

このため、男女雇用機会均等法の履行確保とともに、企業におけるポジティブ・アクション

の取組や仕事と家庭の両立支援対策を推進すること等により、女性が就業意欲を失うことなくその能力を伸長・発揮できる環境を整備することが必要である。

(2) 若者の自立

15歳～24歳までの若者の完全失業率は8.5%(平成22年1月)と、依然高水準で推移しており、早期離職率も高い状況にある。また、神奈川県内の平成22年3月高校新卒予定者の就職内定状況をみると、73.5%(平成22年1月末現在)と、前年同期に比べ9.7ポイント低下し、平成22年3月大学新卒予定者の就職内定状況についても、内定率は73.1%(平成21年12月1日現在)と、前年同期に比べ7.4ポイント低下しており、未就職のまま卒業する者が大幅に増加している。また、23年3月に大学・高校等の卒業見込みの者の就職環境も、引き続いて厳しいことが予測される。

フリーター数については、全国で平成15年の217万人から平成20年の170万人と5年連続で減少するなど、改善の動きが続いている状況にあるものの、25歳から34歳までのいわゆる年長フリーターやニート状態にある若者はいまだ多い状況にあるとともに、いわゆる就職氷河期に正社員になれなかった若者が30代後半を迎える状況となっている。

これらの情勢を踏まえ早急に安定した雇用を実現し、我が国の将来を担う若者が、安心・納得して働き、その意欲や能力を十分に発揮できる社会の実現を目指すことが重要である。

(3) 高齢者の雇用・就業機会の確保

県内における高齢者の雇用状況(平成21年6月1日現在)をみると、「高齢者雇用安定法」に基づく高齢者雇用確保措置は、神奈川県内の31人以上規模企業の96.4%で実施されている。

平成22年度には、高齢者雇用確保措置の義務化年齢が64歳に引き上げられており、経過措置(就業規則で対象者基準を定めている中小企業に対する措置)も平成22年度末までとなっているため、その適確な施行が必要となる。

(4) 障害者に対する就労支援の推進

県内における障害者の雇用状況(平成21年6月1日現在)は、民間企業の実雇用率が1.57%と前年比0.08ポイントの上昇、地方公共団体の関係では県教育委員会が1.74%と前年比0.28ポイント上昇するなど、着実な進捗がみられる。しかしながら、中小企業において実雇用率の改善が遅れていることや、過半数の企業が雇用率未達成であること等、改善すべき点も多い。

また、平成21年度は、公共職業安定所を通じた障害者の就職件数が前年同期比10%以上減少し解雇される障害者も前年比約30%増で推移しているため、これらの雇用状況の動向を注視していく必要がある。

(5) 生活保護世帯に対する就労支援及び母子家庭等の自立のための就業支援等の推進

生活保護受給者や児童扶養手当受給者については、受給者の大幅な増加とともに、その抱える問題の多様化、受給期間の長期化等の問題がみられることから、その自立を図るため個々の状況に応じた就労支援策が重要となっている。

格差の固定化を防止すること等を目的として平成19年に打ち出された「福祉から雇用へ」推進5か年計画」の中でも、生活保護受給者等の福祉と雇用の連携による就労支援が位置付けられ、その一層の充実が求められていることから、福祉事務所等との連携強化を図り、就労支援をより一層推進する必要がある。

3 生涯にわたるキャリア形成支援・職業能力開発支援

現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、新たな知識・技能の習得を通じ離職者等の再就職が促進されるよう、成長や雇用吸収が見込まれる分野を中心に職業訓練を推進し、労働市場の動向や労働者の適性に応じた適切な支援を行う必要がある。

また、人口減少下においても持続的な経済成長を可能とするためには、生産性の向上が重要であり、そのための基盤づくりが喫緊の課題となっている中、一人一人が職業能力を開発し向上させる機会を持ち、その職業能力を発揮できる社会の実現に向けて本格的な取組を実施することが必要である。

特に、フリーターや子育て終了後の女性、母子家庭の母等のうち、正社員を希望しても正社員以外の雇用形態にとどまらざるを得なかったことにより、職業能力形成の機会に恵まれなかった者に対する支援を行う必要がある。

4 仕事と生活の調和の実現

一方に経済的に自立ができない不安定雇用、他方では健康を害しかねない長時間労働と働き方の二極化が進んでいることが様々な問題を引き起こしている。働き方や生き方に関するこれまでの考え方や制度の改革に取組み、個々人の生き方や、子育て期・中高年期といった人生の各段階に応じた多様な働き方の選択を可能とする「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」を実現することが求められている。

第3 神奈川県労働局と神奈川県が協働して取り組むべき事項

国が推進する各種施策においては、地域の実情に即した施策を展開することは極めて重要であるので、県市町村の地方公共団体、労使関係団体との一層の連携を図りながら推進される必要がある。特に神奈川県労働局と神奈川県が実施する施策等は、相互に連絡・協力する事は極めて重要である。

このため、以下に掲げる各種施策の推進については、神奈川県労働局と神奈川県が一体となった取組を行い効率的かつ効果的な事業の推進を図ることとする。

1 緊急雇用対策の推進

(1) 神奈川県緊急雇用対策本部の展開

平成20年秋口からの世界的な金融危機の影響を受けた雇用失業情勢悪化に対応するため、神奈川県労働局が神奈川県及び関係機関との連携により立ち上げた「神奈川県緊急雇用対策本部」を中心に、実効ある雇用対策を実施しているが、22年度においても厳しい雇用失業情勢が懸念されることから、昨年10月に閣議決定された「緊急雇用対策」及び12月の「明日の安心と成長のための緊急経済対策」を踏まえ、引き続き切れ目のない効果的な緊急雇用対策を推進する。

(2) 神奈川県緊急雇用対策政労使会議の展開

行政、労働団体、経済団体の政労使三者が一体となって緊急雇用対策に取り組む必要があることから、神奈川県は平成21年2月に「神奈川県緊急雇用政労使会議」を設置し、同年3月には神奈川における緊急雇用対策の取り組みを掲げた「神奈川県緊急雇用対策に関する政労使合意」を形成した。

また、同年5月には当会議の今後の取組みの基礎資料として、県内企業を対象とした日本型ワークシェアリングの実施状況などについてアンケート調査を行ったところであり、引き続き

県内の緊急雇用対策について構成団体での協議を図っていく。

(3) 緊急雇用対策の取組

ア 雇用維持対策

雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金は、景気が急速に悪化した一昨年秋以降、既に県内で延べ約4万5千事業所が実施計画の届出を行っている状況である。

一方、未だ活用が不十分と思われる中小企業を中心に、平成21年12月からの支給要件の緩和を含め、制度の周知・活用を啓発する必要があるとあり、引き続き神奈川労働局、神奈川県及び関係団体との協働による説明会等を実施する。また、神奈川県が実施する「中小企業活性化推進員配置事業」において、雇用調整助成金等も含めた公的支援施策を中小企業に周知、広報していく。

さらに、神奈川労働局は、経済団体等へ雇用維持の要請のため、神奈川県と協働した各種要請行動を実施する。

イ 雇用機会の確保対策

平成21年度は、年度目標である求人数27,000件に対し約40,000件を確保した。

今年度においても、新たに年度目標数を設定の上、引き続き各公共職業安定所の職員、緊急求人開拓推進員を中心に、神奈川県の中小企業活性化推進員の協力も得ながら緊急求人開拓を実施する。

また、神奈川労働局においては、経済団体等へ雇用拡大の要請のため、神奈川県と協働した各種要請行動を実施する。

ウ 基金を活用した雇用・就業機会の創出

雇用・就業機会の創出を図ることを目的とした「ふるさと雇用再生特別基金事業」及び「緊急雇用創出事業臨時特例基金事業」については、神奈川県及び各市町村が実施する事業から創出される求人に対し、各公共職業安定所は適格な人材の紹介に努める。

また、「かながわ求職者支援センター」においては、神奈川労働局と神奈川県が協働し、生活の安定を図るための生活支援の情報提供と職業相談・職業紹介を一体的に行い、離職を余儀なくされた失業者等への支援を推進する。

エ 非正規労働者の雇用安定対策

非正規労働者の雇止めには、鈍化傾向にあるものの、今後においても経済情勢の先行き不安から、引き続き雇用安定等の対策を図る必要がある。

(4) 新卒者支援対策

新規学卒者の就職環境については、現下の経済情勢の悪化を受け新規高卒求人数の大幅な減少や内定率の低下など非常に厳しい状況が続く事が懸念される。このため、神奈川労働局と神奈川県は経済団体等への新規学卒者求人要請を実施し、公共職業安定所においては高卒・大卒就職ジョブサポーターを活用し、学校との連携をより一層図り、未内定者の把握、個別相談、個別求人開拓等を積極的に実施する。

また、神奈川県教育委員会と神奈川労働局との連携のもと、相互の情報提供により新規学卒者への内定取消しを未然に防ぐよう努める。

2 少子高齢化など我が国の構造的変化への対応

(1) 子育てする女性に対する就職支援

マザーズハローワーク横浜及び県内5か所の公共職業安定所に設置するマザーズコーナー

においては、キッズコーナーの設置等による子ども連れで来所しやすい環境の整備、予約担当者制によるきめ細かな就職支援事業を推進しているが、この事業をより活性化するため神奈川県と協働により、保育施設情報や子育て支援情報の提供、就職活動の具体的なノウハウを身につけるセミナー等の開催について調整を行う。

また、神奈川県労働局、神奈川県、横浜市、川崎市、男女共同参画センターほか関係団体で構成する「神奈川県子育て女性の就職支援協議会」においては、各機関との情報交換を通じ、地域における子育て女性等に対する就職支援対策を推進する。

(2) 福祉人材確保事業の推進

今後成長が見込まれる福祉分野における介護人材の確保・定着を図るため、神奈川県労働局、神奈川県、かながわ福祉人材センター、介護労働安定センター等の関係機関で構成する「福祉人材確保推進協議会」を開催し、地域における福祉人材確保に係るネットワークを構築して各機関の施策についての情報共有及び連携を図る。

また、昨年12月に全国の公共職業安定所で「介護就職デイ」を実施したところであるが、今年度においても各公共職業安定所で「福祉人材面接会」を開催し、福祉人材確保に向けた取組を推進する。

さらに、かながわ福祉人材センターに配置された「キャリア支援専門員」を活用した福祉・介護職種希望者に対する巡回相談を、各公共職業安定所において実施する。

(3) 仕事と家庭の両立支援

中小企業における次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定・届出を推進するため、神奈川県労働局が委託して実施している一般事業主行動計画策定等支援事業の好事例集検討委員会に神奈川県も参画し、各関係機関と協働した取組を実施する。

また、「神奈川県子ども・子育て支援推進条例」に基づき、神奈川県が子ども・子育てを支援している事業者を「かながわ子育て応援団」と認証する制度の普及を促進するため、神奈川県労働局においても同認証制度の認証要件の1つである「一般事業主行動計画」策定・届出をした企業に対し同認証制度の周知を図る。併せて神奈川県においても、同認証制度を取得した企業に対し「くるみんマーク（神奈川県労働局長認定制度）」取得について周知を図る。

(4) 若年者就職支援

神奈川県が運営する「かながわ若年者就職支援センター」においては、若年者に対するキャリアコンサルティング及び就職活動支援セミナーの実施や関係機関と連携した若年者地域連携事業による雇用対策のための各種セミナーの開催など、若年者の就職支援を推進しているが、今年度より横浜公共職業安定所の「学生職業相談コーナー」が同センターと同じフロアに移設されたことにより神奈川県、神奈川県労働局等との連携を強化し、より一体的な若年者・学生に対する就職支援の推進を図る。

また、神奈川県労働局や各公共職業安定所が企画する若年者就職面接会及び高校・大学生対象の企業説明会等に神奈川県も協力し、事業の周知・普及に努めるなど効果的・総合的な支援を図る。

(5) いくつになっても働ける社会の実現の推進

中高年齢者の多様な就業ニーズに対応するため、神奈川県が設置した「シニア・ジョブスタイル・かながわ」と神奈川県労働局及び各公共職業安定所は、中高年齢者への就業支援等が円滑に行われるよう、連携して施設の周知・広報を行う等、この事業が効果的に推進されるよう努

める。

(6) 障害者雇用施策の推進

ア 「神奈川県障害者雇用推進連絡会」の取組

神奈川における障害者雇用を推進するため、神奈川県、神奈川労働局及び県内労使団体等で構成する「神奈川県障害者雇用推進連絡会」の取組として、構成団体が連携し県内企業に障害者雇用の働きかけを行う。(神奈川県の総合計画である「神奈川力構想」における事業所所在地集計での障害者雇用率の目標1.92%)

イ 「チーム支援」による就職支援

公共職業安定所が中心となって特別支援学校、障害者就業・生活支援センター、地域就労援助センター等と連携した「障害者就労支援チーム」を編成し、個別の支援計画の作成、同計画に基づいた就職準備から職場定着までの一連の支援事業を実施するとともに、かながわ労働センターの支所など、県内全域に配置された「障害者しごとサポーター」等との連携を図りながら、障害者の一般就労を促進する。

ウ 障害者就職面接会の開催

厳しい就職環境に置かれている障害者の就職を支援するため、神奈川労働局及び各公共職業安定所は各地域において障害者就職面接会を開催し、各地域のうち、参加企業及び参加者が多く見込まれる横浜地区及び川崎地区については、神奈川県との共催により実施する。

エ 神奈川県教育委員会の障害者雇用に関する取組

教育分野を通じての「すべての人が活躍できる『共生社会』の実現」の意識啓発の重要性に鑑み、計画的に障害者雇用に取り組む神奈川県教育委員会と神奈川労働局とが協働して、職域開発等の検討や情報の共有化を図るなど、法定雇用率の達成に向けて一層の取組みを進める。

3 福祉から雇用へ

離職に伴い、住宅の喪失又は喪失のおそれのある離職者、雇用保険の求職者給付が受けられず生活に困窮し、就職活動を円滑に行うことが困難となっている求職者に対する支援については、昨年11月と12月の2回、各公共職業安定所において、神奈川県、市町村及び社会福祉協議会ほか、関係機関と連携した「ワンストップ・サービス・デイ」を開催した。

今年度においては、県レベル及び各地域に設置される「神奈川県福祉・雇用協働協議会(仮称)」において各地域の実情に沿った、具体的な連携の在り方を検討の上、より効率的・効果的な支援を行う。

また、神奈川県は、県所管(町村)の生活保護及び住宅手当緊急特別措置事業の実施及び政令・中核市を除く市での同事業の円滑な推進のための協力に努め、神奈川労働局は相模原大野に開設した「かながわキャリアアップハローワーク」及び各公共職業安定所での「住居・生活支援窓口」において、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を行うとともに「住居・生活支援アドバイザー」による生活・住宅相談等、安定した就労に向けた様々な支援をワンストップで提供する。

さらに、生活保護受給者や児童扶養手当受給者については、その自立を図るため個々の状況に応じた就労支援を実施するため、チーム支援による「生活保護受給者等就労支援事業」を福祉事務所等との連携強化を図りつつ、より一層推進する。

4 「技能ルネッサンス! かながわ2010」の開催へ向けた連携・協力

神奈川県は、平成22年秋に「技能ルネッサンス！かながわ2010」（第48回技能五輪全国大会・第32回全国障害者技能競技大会）を開催する。神奈川県労働局は、自らも参画している「第48回技能五輪全国大会・第32回全国障害者技能競技大会推進協議会」の運営に協力し、周知・広報活動を連携して行う。また、全国障害者技能競技大会と同時開催される「障害者ワークフェア2010（仮称）」への協力を行う。

5 職業能力開発事業の推進

厳しい雇用失業情勢の中で職業訓練の果たすべき役割はますます大きなものとなっており、神奈川県は施設内訓練の平成22年度募集定員の増（905人を960人）に加え、専門学校等への離職者等委託訓練の大幅拡充（1,164人から2,160人）を行う。このため神奈川県労働局と神奈川県は、職業訓練を希望する求職者等の訓練あっせんから訓練終了後の就職までの一貫した支援を実施するため密接な連携を図る。

このため神奈川県労働局及び各公共職業安定所は、公共職業安定所利用者に対する職業能力開発施設及び訓練コースの周知・広報や訓練希望者の適格な送り込み、在校生・修了生に対する就職支援（求人開拓、職業相談・職業紹介）等を実施する。

6 ワーク・ライフ・バランス

平成21年3月、「神奈川仕事と生活の調和推進会議」において、まとめられたワーク・ライフ・バランス施策の提言について、その実施主体である神奈川県労働局、神奈川県及び労使団体が協働して県内におけるワーク・ライフ・バランスの気運の醸成に努める。

また、神奈川県・政令市・神奈川県労働局が協働した「ワーク・ライフ・バランスシンポジウム」を開催し提言の周知・実現に向けた取組を推進する。

7 事業主に対する各種啓発・指導

（1）違法派遣、偽装請負等の防止・啓発

一昨年から多発した派遣労働者に対する派遣契約途中での契約解除の防止や、今年度に予定されている派遣法の改正などの正しい理解のために、神奈川県労働局と神奈川県は協働して「労働者派遣事業適正化セミナー」を開催し、派遣元・先事業主や請負元・先事業主への集団指導を行う。

（2）外国人労働者の雇用管理の改善

県内で就労する外国人労働者は年々増加を続けており、これら外国人の適切な雇用管理及び適正な労働条件の確保を推進することは、極めて重要である。「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」を事業主に周知するため神奈川県労働局が開催する「外国人雇用管理セミナー」に、神奈川県は、県内の労働センターに寄せられる外国人労働相談等の状況について説明を行うなど、同指針の啓発指導がより効果的になるよう努める。

また、神奈川県が開催する「外国人労働者問題連絡調整会議」に神奈川県労働局、各公共職業安定所の外国人専門官及び外国人雇用管理アドバイザーが出席し、外国人雇用管理等に関する情報交換を行い、県内における外国人労働者の雇用管理改善に向け連携し努めることとする。